

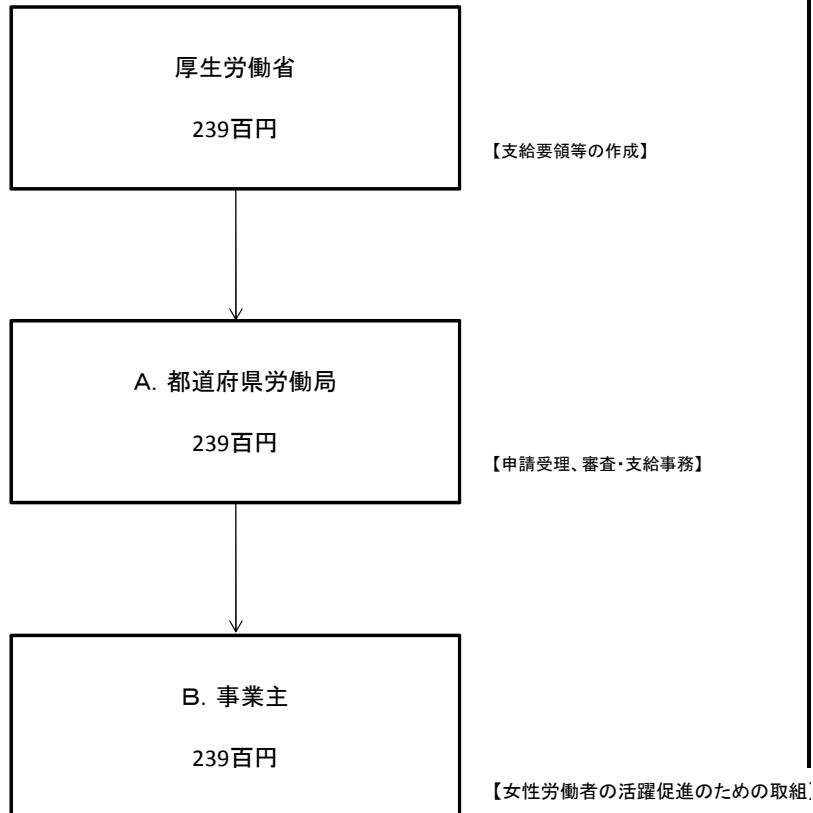
平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	女性活躍加速化助成金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	雇用均等政策課		雇用均等政策課長 小林 洋子	
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、 仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の 均等・均衡待遇を推進すること			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、 通知等	「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24 日閣議決定) 「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」(平成25 年5月19日)			
主要政策・施策	男女共同参画、女性活躍			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	女性が能力を高めつつ働き続けられる職場環境となるよう、女性の活躍推進策に取り組む企業に対し助成金を支給することで企業の取組を後押しする。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した事業主に段階的に助成金を支給する。 中小企業に対しては、取組目標達成時、数値目標達成時にそれぞれ30万円を支給する。大企業に対しては、数値目標達成時に30万円を支給する。							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算の状況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		当初予算	-	-	121	239	512	
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
		計	0	0	121	239	512	
	執行額	-	-	0				
執行率(%)	-	-	0%					
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32 年度	
	取組目標の達成に係る助成について、本助成金により、自社の女性の活躍推進の具体的な取組が実際に進んだとする事業主の割合90%以上	本助成金により女性の活躍推進の取組が進んだとする事業主割合	成果実績	%	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	90
			達成度	%	-	-	-	
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32 年度	
	本助成金の数値目標の達成に係る女性労働者の、目標達成時から6ヶ月後の継続就業率90%以上	女性の活躍推進の取組の結果、管理職登用等の対象となった女性労働者の継続就業率	成果実績	%	-	-	0	
			目標値	%	-	-	90	90
			達成度	%	-	-	0%	
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	助成金決定件数		活動実績	件	-	-	0	
			当初見込み	件	-	-	405	750
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	執行額／活動実績		単位当たり コスト	千円	-	-	0	318
			計算式	/	-	-	-	238,500千円／750件
平成27・28年度予算内訳	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	助成金	239	512	助成金支給見込み件数の増				
	計	239	512					

事業所管部局による点検・改善										
	項目	評価	評価に関する説明							
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	女性の活躍促進は、現内閣の最重要課題とされており、企業の自主的なポジティブ・アクションの取組を促進するため、インセンティブの付与等により当該取組に対して経済的に支援する等の政策的な後押しが求められているところであり、本事業の目的は広く国民や社会のニーズを反映している。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	支給対象者が雇用保険適用事業主であり、雇用保険制度を運用している国(労働局)が実施すべき事業である。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	女性の活躍促進を図るための政策目標の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっている。							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-								
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、事業主から徴収した雇用保険料を財源にしているが、女性の活躍推進を図るで女性の継続就業率、労働力率の上昇の効果が期待でき、企業経営の効率化、生産性の向上や競争力強化にもつながるものであることから、受益者との負担関係は妥当である。							
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-								
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-								
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、事業主に支給する助成金のみで構成されており、必要最低限のものとなっている。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	取組より6ヶ月以上経過、かつ、数値目標の達成を支給申請の要件としたところ、26年度中の申請がなかったためであるが、27年度は一定以上の取組を行った時点で一部助成する仕組みに変えるなど改善を図った。							
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-							
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	△	本助成金は、数字目標の設定、6か月以上の取組を実施し目標を達成することを支給要件としていたこと等から、開始初年度であった平成26年度中の申請はなかったため、支給実績はない。							
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-							
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	本助成金は、数字目標の設定、6か月以上の取組を実施し目標を達成することを支給要件としていたこと等から、開始初年度であった平成26年度中の申請はなかったため、支給実績はない。							
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-							
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-							
	所管府省・部局名	事業番号	事業名							
点検・改善結果	-	-								
	-	-								
点検結果	平成26年度は「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」として、女性の管理職登用等に関し、増加させる女性の人数を目標として設定し、6ヶ月以上の取組を実施した後に、目標を達成することを支給要件としていたが、女性活躍推進の取組成果が数値目標の達成となって現れるまでには一般的に時間がかかる事、また、支給申請期間を年2回に限定する仕組みとしていたこと等から、1年度のうちに支給申請まで行うことが困難であり、利用しにくい制度となっていた。									
改善の方向性	平成27年度においては、より利用しやすい制度とするために、最終的な目標達成時だけではなく、一定以上取組が進んだことが確認できた場合にも、取組費用の一部を支給する制度とする等、制度の見直しを行い、女性活躍推進法(平成27年2月国会提出)成立後に「女性活躍加速化助成金」として実施することを予定している。									
外部有識者の所見										
26年度からの新規事業だが、執行率ゼロである。その目的である女性の活用は必要ではあるが、30万円がどれほどのインセンティブになるのか、極めて効果が期待できない事業内容と考えられる。(増田)										
行政事業レビュー推進チームの所見										
一事部の改善内容	制度上の仕組みによって平成26年度の実績がないとのことであるが、外部有識者の指摘にもあるとおり金銭的なインセンティブにならず、ニーズがそもそも低いのではないか。そうであれば、事業内容の見直しを図るとともに、予算額を縮減すること。									
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況										
現状通り	平成26年度においては、30時間以上の研修の実施を含む取組を6ヶ月以上行った上で、管理職登用等の数値目標を達成することを支給要件としており、1年度のうちに支給申請まで行うことが困難で利用しにくい制度となっていたことから、事業主にとってより利用しやすい制度となるように、助成金の額も含めた制度の見直しを行ったところであり、平成27年度中(女性活躍推進法成立後)に実施することを予定している。新しい制度では、取組内容を30時間以上の研修に限定せずに様々な取組を対象とするほか、数値目標だけではなく、一定以上取組が進んだことが確認できた場合にも費用の一部を支給することとし、最大で60万円の支給が可能な制度としている。女性活躍推進法が平成28年4月に施行された後は、各企業で女性活躍に係る数値目標の設定や行動計画の策定等を行うこととなるが、見直し後の制度では、これらの取組を実施し目標を達成した場合に一定額を支給することとしており、法の施行に伴って本助成金の需要が高まることが想定され、特に当該取組について努力義務が課される中小企業からの申請増加が見込まれることから、予算額を増額することとする。									
備考										
関連する過去のレビューシートの事業番号										
平成22年度		平成23年度		平成24年度						
平成25年度		平成26年度	新26-051							

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※平成26年度は支給実績がないため、平成27年度予算額に基づく資金の流れを記載



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行つ
ているかについて
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	-	-	-			
	計		0	計		0
B.			F.			
費目・使途 (「資金の流れ」においてロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	-	-	-			
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	-	-	-	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					